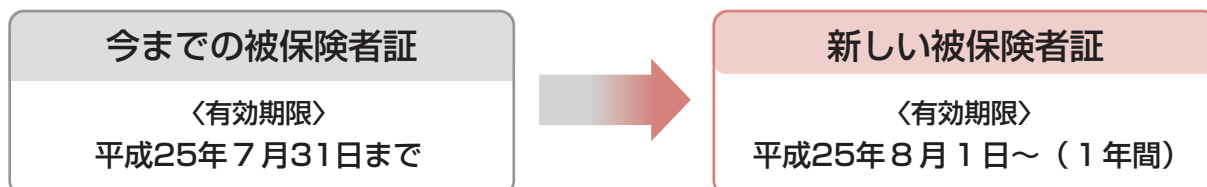


後期高齢者医療の被保険者証が 新しくなります

平成25年8月1日から後期高齢者医療制度の被保険者証が「若草色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、**8月1日**以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口に提示してください。



● 現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き平成25年度も住民税非課税世帯の方については、**8月1日**からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。

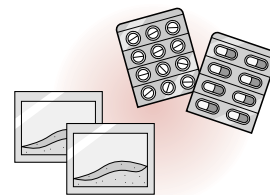
入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。過去に交付を受けていない方については送付されませんので、世帯員全員が住民税非課税で認定証が必要な方は **健康推進課、または各総合支所地域生活係**で申請をしてください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する 差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を500円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬：先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。



柔道整復、はり・きゅう、マッサージの 医療費通知について

保険証を使って柔道整復（整骨院等）、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けられた方に「医療費通知書」をお送りします。（6月・9月・12月・3月の4回送付予定）施術の日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。